

彩の国ロードサポート制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県が管理する道路（以下「県管理道路」という。）等において、ボランティアで清掃美化活動を行う住民団体等を道路のサポート団体（以下「認定団体」という。）として募集し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識の向上を目的とする。

(認定団体の資格)

第2条 認定団体は、道路愛護活動に意欲的な5名以上の団体で、かつ、次のいずれかの清掃美化活動を実施できる団体とする。

- (1) 道路の一定区間（県管理道路の概ね100m以上を含み、その他の道路については、県管理道路の概ね半分以下）について行う年4回以上の清掃活動。
- (2) 歩道に設置された植樹帯等（合計で10㎡以上とする）について行う植栽等の美化活動。

2 認定団体になることができる団体は、県管理道路において清掃美化活動のボランティア活動を行い、又は行おうとする町内会、老人会、商工会、有志等の地域住民団体、学校及び企業（従業員の団体を含む。）とする。

(認定手続き)

第3条 彩の国ロードサポート制度（以下「制度」という。）に参加しようとする団体（以下「団体」という。）は、次に定める書類を県土整備事務所（以下「県」という。）に提出する。

- (1) 彩の国ロードサポート団体認定申込書（別紙様式1）
- (2) 団体員名簿（参考様式1-1）
- (3) 活動箇所案内図（参考様式1-2）
- (4) 活動計画書（別紙様式4）

2 県は、必要に応じ市町村長に意見を聞き、審査の上、団体を認定する。

3 県は、団体を認定をしたときは、認定団体及び市町村長と速やかに三者で、活動に関する確認書（別紙様式2）を締結する。

4 県は、確認書が締結されたときは、団体に認定書（別紙様式3）を交付する。

(認定団体の活動内容)

第4条 認定団体の活動内容は次のとおりとする。

- (1) 活動区間内の歩道、植樹帯等において、認定団体の活動計画に基づき、清掃、除草、花の植栽等の作業を行う。

なお、認定団体は、新たに花壇等の植栽などを行おうとするときは、事前に県と協議するものとする。

- (2) 回収したごみは、市町村の分別方法と指示に従って、適正に処理する。

(3) 認定団体は、清掃美化活動の際に、道路において目的外のチラシの配布、イベント開催等他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(活動報告)

第5条 認定団体の代表者は、毎年4月10日までに前年の4月1日から当年の3月31日まで（新たに認定を受けた団体は最初の活動日から当年の3月31日まで）の活動報告書（別紙様式5-1）を県に提出する。

2 認定団体の代表者は、第3条により提出した活動計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更後の活動計画書（別紙様式4）を県に提出する。

(事故報告)

第6条 認定団体の代表者は、活動中に事故が発生した場合は、速やかに県に連絡し、事故報告書（別紙様式6）を提出する。県は事故報告書を速やかに県道路環境課に進達する。

(県の役割)

第7条 県の役割は次のとおりとする。

- (1) この制度の実施主体とする。
- (2) 活動区間に認定団体名を記した表示板を設置する。
- (3) 活動に関するボランティア保険に加入する。
- (4) その他活動についての必要な支援を行う。

(市町村の協力)

第8条 市町村はこの制度の円滑な実施のため、次のとおり協力する。

- (1) 認定団体が回収したごみの処理について協力する。
- (2) 認定団体と県との連絡について協力する。
- (3) ごみ袋の提供等活動について市町村長が必要と認めた協力を行う。

(確認書の継続期間及び変更等)

第9条 確認書は、認定団体の代表者から、確認書の変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。

2 認定団体の代表者が確認書変更・解除届（別紙様式7）により、県に確認書の変更又は解除を申し出たときは、県は市町村長に意見を聞き、確認書を変更又は解除することができる。

3 県は、認定団体が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は認定団体としてふさわしくないと認められるときは、確認書を解除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、その都度、認定団体、市町村長及び県が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成13年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

彩の国ロードサポート団体認定申込書

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

団 体 名

団 体 所 在 地

(又は代表者住所)

代 表 者 名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

活動箇所 (代表箇所) 【県管理道路】	路線名 国道・県道 線
	地先から 地先まで 約 m
活動箇所 【その他の道路】 *不明な場合は記入不要 案内図に示して下さい。	路線名 国道・市町村道 線
	地先から 地先まで 約 m
活動内容 (予定) 該当する活動を○ で囲み、()内の具 体的な作業内容を○ で囲んで下さい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃活動 空き缶・ゴミ拾い 除草 その他 () ・ 美化活動 花植え、種まき 水やり 除草 補植 施肥 消毒 その他 ()
年間活動回数 (予定)	回
団 体 員 数	人
表示板設置要望の有無	有 無

注) 団体員名簿、活動箇所案内図を必ず添付してください。

団体員名簿

(参考様式 1-1)

No. /

団体名		代表者名	
連絡担当者氏名	住所 氏名	電話番号	

番号	氏名	番号	氏名

※団体で作成した名簿を添付していただいても結構です。(氏名以外の個人情報は隠してください)

活動箇所案内図

(参考様式 1-2)

No. /

団体名	
代表者氏名	

--

※ 住宅地図等を添付していただいても結構です。
(図面の作成に当たっては、県土整備事務所と事前に御相談ください)

彩の国ロードサポート制度に関する確認書

(認定団体名) (以下「団体」という。)、〇〇市(町・村)長(以下「〇〇市(町・村)」という。)及び道路管理者埼玉県〇〇県土整備事務所長(以下「県土整備事務所」という。)は、彩の国ロードサポート制度に関し、次のとおり確認する。

(活動区間)

第1条 この確認書に基づく活動区間は次のとおりとする。

県管理道路	県道	線(一般国道	号)
区間	_____	から	
	_____	まで(約	m)
その他の道路		線	
区間	_____	から	
	_____	まで(約	m)

(活動内容等)

第2条 団体は、活動区間の歩道及び植樹帯等(車道部分を除く)について、4月1日から翌年の3月31日までの期間に、次の活動をボランティアで行うものとする。

- 年4回以上の清掃活動(申込書に書かれた具体的な作業内容を記載)
- 美化活動(申込書に書かれた具体的な作業内容を記載)

2 団体は、回収したごみについて、〇〇市(町・村)の分別方法と指示に従って適正に処理する。

3 団体は、新たに花壇の設置や刈り込み等を行う場合は、県土整備事務所と協議するものとする。

4 団体は、自己の責任において作業を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。

5 団体は、活動場所へは極力徒歩で行くこととし、活動中は道路交通に支障が生じないように努める。

6 団体は前年4月1日から3月31日までにに行った活動報告書を4月10日までに県土整備事務所へ提出するものとする。

7 団体は、道路管理上その他やむを得ない事情により、団体が作った花壇等を除去する必要がある場合は、県土整備事務所の指示に従うものとする。

(活動中の事故)

第3条 活動中の事故等に対して、〇〇市(町村)と県土整備事務所はその責任を負わない。ただし、県土整備事務所が加入しているボランティア保険の対象となる事故については、当該保険の範囲内で補償を行う。

2 団体の代表者は、事故が発生した場合は、速やかに県土整備事務所に連絡するとともに、事故報告書を県土整備事務所に提出する。

(県土整備事務所の協力)

第4条 県土整備事務所は、団体の希望がある場合、団体の名称等を記載した表示板を活動区間内に設置する。

2 県土整備事務所は、活動に関するボランティア保険に加入する。

3 県土整備事務所は、軍手の支給のほか活動に必要な範囲での協力を行う。

(市町村の協力)

第5条 市町村は、団体と県土整備事務所との連絡について協力する。

2 市町村は、団体が回収したごみを処理する。

3 ○○市(町村)は、団体の活動に関し、次の協力を行う。

(ごみ袋の支給などを具体的に記入する 市町村と協議の上記入)

(ごみの処分方法)

第6条 ○○市(町村)の分別方法に従い分別した回収ごみは、次により処理する。

(ごみの処理場までの運搬主体について明記する。重要：市町村と協議の上記入)

(例) 団体は、市(町村)の指定日時、場所にごみを集積し、市町村はこれをごみ処理場に運搬し処理する。

(確認書の期間)

第7条 この確認書は、団体からの変更又は解除の申し出がない場合は、継続するものとする。ただし、団体の活動が、この確認書その他法令に抵触する場合、または、趣旨と異なる活動を行うなど道路のサポート団体としてふさわしくないと認められる場合は、県土整備事務所は○市(町村)と協議して、団体の認定を取り消し、確認書を解除する。

(その他)

第8条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、団体、○市(町村)及び県土整備事務所が協議して解決するものとする。

平成 年 月 日

(認定団体) 団体名
代表者住所
代表者氏名 印

(市町村長) ○市(町・村)長 印

(県) 埼玉県○県土整備事務所長 印

彩の国ロードサポート団体認定書

平成 年 月 日
認定番号

様

埼玉県〇〇県土整備事務所長

この度は、道路のサポート団体として清掃美化活動の申し出をいただき感謝申し上げます。

つきましては、貴団体を彩の国ロードサポート制度実施要綱第3条の規定により、下記の道路のサポート団体に認定します。

記

道路名

区 間

地先から

地先まで
(約 m)

活動計画書

平成 年 月 日

No. /

団体名			
代表者氏名			
路線名	路線名 国道・県道 (複数ある場合は主な県管理道路)		
活動箇所	市(町・村)	地先	

活動日及び内容(予定)

活動日	活動内容	参加人数	備考
		人	
		人	
		人	
		人	
		人	
(例) 毎月第一日曜日	空き缶、ごみ拾い	20人	

(注) 活動日は、大まかな予定を記入し、具体的な活動日が決まったときは、県土整備事務所にお電話ください(ゴミ処理やその他の手配が必要なため)。

活 動 報 告 書

平成 年 月 日

団 体 名			
代表者氏名	(電話)		
路 線 名			
活動箇所	市 (町・村)	地先	

活動日及び内容

活 動 日	活 動 内 容	参加人数	備 考
平成 年 月 日		人	
平成 年 月 日		人	
平成 年 月 日		人	
平成 年 月 日		人	

【ご意見・ご要望】

- (注) 1 報告書は、県土整備事務所に4月10日までに提出してください。
2 彩の国ロードサポート制度について、ご意見・ご要望をお聞かせください。

事故発生報告書

平成 年 月 日

団 体 名	
代表者氏名	
連絡先（電話）	

負傷者 ・団体メンバー ・それ以外	住所	電話	
	氏名	年齢	
治療病院名	※ 診察券のコピーを添付してください		
事故発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
事故発生場所	市（町・村）大字 (目標物)		番地先 前
事故の原因、状況など			

- (注) 1 事故が発生した場合は、まず電話等で県土整備事務所に連絡してください。
2 事故の状況が分かるような図面を添付し、速やかに県土整備事務所に提出してください。

確認書変更・解除届

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県 県土整備事務所長

団 体 名
団 体 所 在 地
(又は代表者住所)
代 表 者 名

彩の国ロードサポート制度実施要綱第9条の規定により、次のとおり確認書の変更又は解除を申し出ます。

変更・解除の別	内 容
変更 ・ 解除	